

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

1 手続の流れ等の説明及び公表の構成

(1) 対象事件・合議体の構成

ア 対象事件

裁判員裁判の対象となる事件は、法定刑に死刑、無期懲役・禁錮を含む罪に係る事件と、法定合議事件のうち故意の犯罪行為で人を死亡させた事件である(法2条1項)。

ただし、裁判員やその親族等に危害が加えられるなどのおそれがあり、裁判員の職務の遂行ができないような事情がある場合には、決定により裁判員裁判対象事件から除外され、裁判官のみで構成する合議体で取り扱う(除外決定、法3条1項)。

イ 合議体の構成

裁判員裁判対象事件を取り扱う**合議体の構成**は、原則的には裁判官3人と裁判員6人であるが、例外的に、公訴事実に争いがなく、事件の内容等に照らし適当であり、当事者にも異議がない事件については、裁判官1人と裁判員4人の合議体で審理・裁判することができる(法2条2項、3項)。

(2) 裁判員裁判における訴訟手続の流れ

ア 公判前整理手続

刑事訴訟手続は、検察官が、裁判所に対し、被告人の処罰を求めて公訴提起(起訴)することにより開始される。裁判員裁判対象事件が起訴された場合、裁判所は、**公判前整理手続**に付さなければならない(法49条)。

公判前整理手続では、当事者による主張の明示や証拠の開示等を通じ、争点及び証拠の整理を行うほか、公判の審理計画を策定し、公判期日を定めるなど公判手続の進行上必要な事項を定める。そして、裁判所は、当事者との間で争点及び証拠の整理の結果を確認し、公判前整理手続を終了させる。

なお、裁判員が加わって審理が開始された後に、鑑定のために長期間審理が中断するような事態は望ましくないことから、裁判員裁判対象事件の公判前整理手続で鑑定を行うことが決定された場合、鑑定結果の報告までに相当期間を要するときは、公判開始前に、鑑定の経過及び結果の報告を除く鑑定の手続を行うことができる(第1回公判期日前の鑑定、法50条1項)。

審理期間と対比した公判前整理手続の期間・期日回数の状況は、図表3.3及び図表

35ないし図表40のとおりである。

イ 公判審理

(ア) 公判手続は、原則として公開の法廷において開く公判期日において行う。公判期日の指定に当たっては、できる限り連日開廷し、継続して審理を行うようにしなければならない（刑事訴訟法281条の6）。公判の**開廷回数・実審理期間**の状況は、図表42ないし図表45のとおりである。

公判期日においては、まず、人定質問や検察官の起訴状朗読、被告人及び弁護人の被告事件についての陳述等が行われる（冒頭手続）。

続いて**証拠調べ手続**に入り、検察官や弁護人が証拠により証明しようとする事実を述べる冒頭陳述を行い、裁判所が公判前整理手続の結果を明らかにした上、証拠物や証拠書類の取調べや**証人尋問**等が行われる。また、被告人には黙秘権があるが、被告人が自ら供述する場合は**被告人質問**も行われ、その結果も証拠となる。

証拠調べ手続が終了すると、弁論手続が行われ、検察官や弁護人が事実認定や法律の適用に関する意見等を述べ（検察官の論告・求刑、弁護人の弁論）、最後に被告人に対しても事件についての意見を述べる機会が与えられ（最終陳述）、審理を終結する（結審）。

取り調べた証拠数・証人数、証人尋問時間・被告人質問時間の平均や分布の状況は、図表46ないし図表57のとおりである。

(イ) 同一の被告人に対し、複数の事件が起訴された場合、弁論の併合（**客観的併合**）がされることがある。客観的併合がされている事件について、公訴事実の数別に、開廷回数・総審理時間や証拠調べの状況を図表58ないし図表61で示した。

他方、同一の被告人に対し、複数の事件が起訴され、弁論を併合したままだとその審理が長期に及ぶ場合などについて、裁判員の負担を軽減しながらも、刑の量定も含め適正な結論が得られるように、**区分審理**の制度が設けられた（法71条以下）。これは、併合した事件のうち一部の事件を区分し（区分審理決定）、順次、区分した事件ごとに審理を担当する裁判員を選任して審理し、有罪・無罪に関して部分判決を行い、これを踏まえて、新たに選任された裁判員の加わった合議体が残りの事件を審理した上、併合した事件全体について刑の言渡しを含めた終局判決を行うというものである。なお、区分事件に含まれる被告事件の全部が裁判員裁判対象事件

に該当しないときなど、裁判所の決定によって、構成裁判官のみで構成する合議体で、その区分事件の審理及び裁判を行う場合もある（法74条）。

区分審理決定のあった事件の審判の数ごとの内訳、区分審理決定の有無別にみた開廷回数及び開廷時間の平均や分布の状況は、図表62ないし図表64のとおりである。

ウ 評議

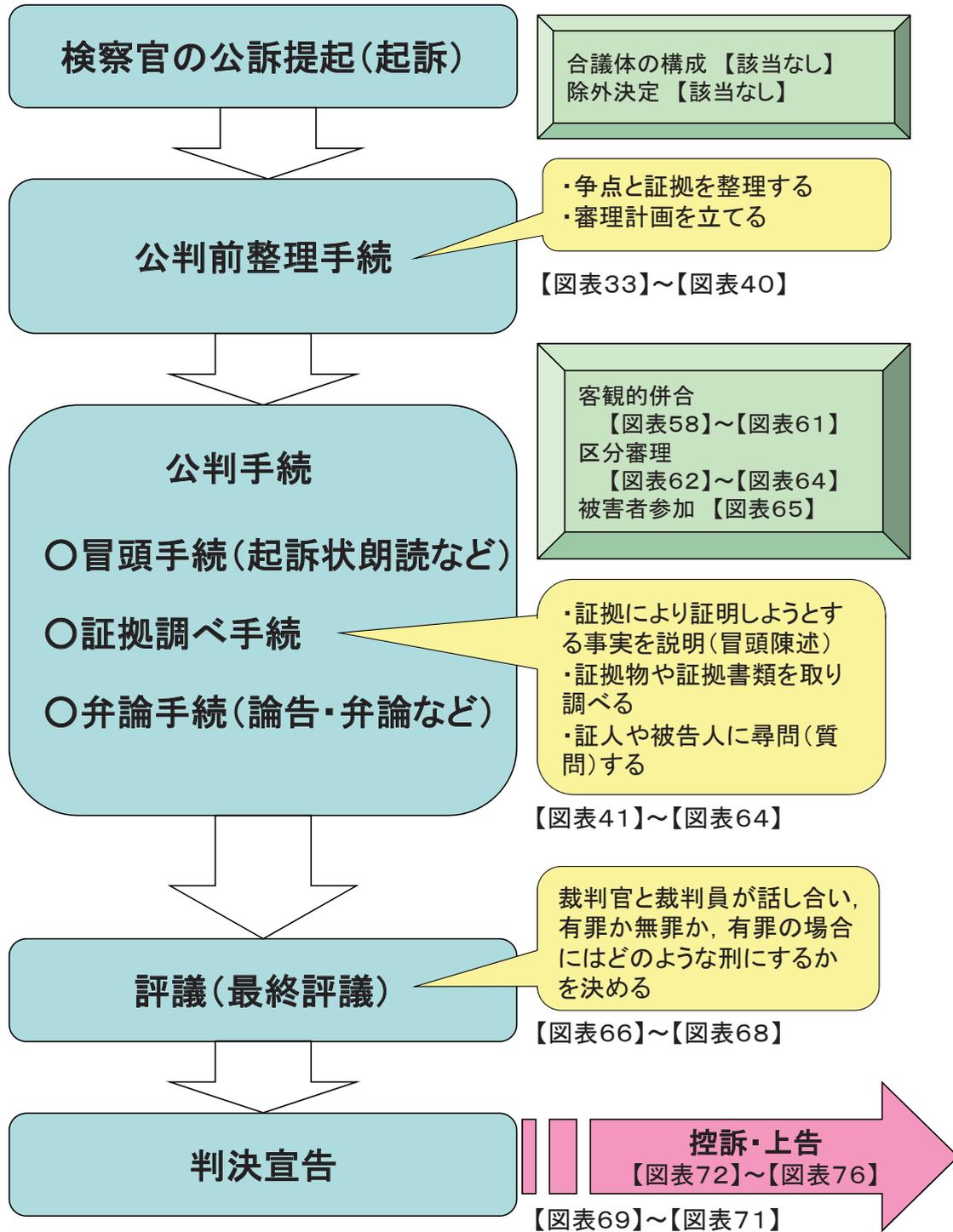
公判審理が終結すると、合議体を構成する裁判官と裁判員は、**評議**を行い、有罪か無罪か、有罪の場合にはどのような刑にするかを議論して決める。なお、審理の合間にも、随時評議が行われることがあり（中間評議）、それとの対比において、上記のような結審後に行われる評議は最終評議と呼ばれる。最終評議における評議時間の平均や分布の状況は図表66ないし図表68のとおりである。

エ 裁判・控訴・上告

評議において有罪・無罪、有罪の場合には量刑につき結論が決まると、判決が宣告され、事件は終局する。第一審の判決に不服がある当事者は、高等裁判所に控訴することができ、控訴審判決に不服がある当事者は、最高裁判所に上告することができる。

裁判員裁判の第一審の裁判結果や、控訴理由、控訴審の結果、上告理由、上告審の結果の状況等は、図表69ないし図表76のとおりである。

オ なお、公判手続（公判前整理手続を含む。）の流れをフローチャートで示すと、以下のとおりである。



(3) クロス集計の視点

公判手続（公判前整理手続を含む。）については、自白事件と否認事件で運用の在り方が異なることを踏まえ、自白・否認別のクロス集計を基本としつつ、その他の様々なクロス集計も織り込みながら、情報を提供することとした。このうち、公判前整理手続に関しては、期間・期日回数について、審理期間全体との対比も示しつつ、平均値や分布等の情報を盛り込んだ。また、裁判員裁判以外の裁判との対比のため、地裁通常第一審事件における審理期間や開廷回数の推移も参考として示した。

2 概況

平成26年の裁判員裁判対象事件の公判手続に関する概況は、図表29のとおりである。
各データの詳細は右欄外に記載した各図表を参照されたい。

図表29 裁判員裁判対象事件の公判手続概況データ

事項 (平均)		区分			
		総数	自白	否認	
平均審理期間	受理～第1回	7.7(月)	6.1(月)	9.5(月)	
	受理～終局	8.7(月)	7.0(月)	10.6(月)	(注) 図表41参照
平均実審理期間		8.2(日)	6.0(日)	10.8(日)	(注) 図表42参照
平均開廷回数		4.5(回)	3.8(回)	5.3(回)	(注) 図表44参照
平均公判前整理手続期間		6.8(月)	5.4(月)	8.5(月)	(注) 図表37参照
平均公判前整理手続期日回数		5.3(回)	4.2(回)	6.5(回)	(注) 図表33参照
平均評議時間		674.9(分)	532.2(分)	839.6(分)	(注) 図表66参照
平均取調べ証拠数		27.9(個)	21.8(個)	34.9(個)	(注) 図表46参照
平均取調べ証人数		2.9(人)	1.9(人)	4.1(人)	(注) 図表47参照
平均証人尋問時間		199.7(分)	106.3(分)	295.3(分)	(注) 図表49参照
平均被告人質問時間		175.6(分)	147.5(分)	207.6(分)	(注) 図表51参照
平均開廷時間		593.8(分)	424.6(分)	786.3(分)	(注) 図表55参照

(注) 刑事通常第一審事件票及び刑事局への個別報告による。

3 審理

(1) 合議体の構成・除外決定

合議体は、全ての事件で裁判官3人と裁判員6人で構成された。また、裁判員法3条1項の除外決定がされた人員は、平成26年中に終局した事件においては0人であった。

図表30 合議体の構成別の判決人員（罪名別）
（裁判官1人と裁判員4人の合議体なし）

図表31 合議体の構成別の判決人員（実審理期間別）
（裁判官1人と裁判員4人の合議体なし）

図表32 罪名別の除外決定がされた判決人員
（該当なし）

(2) 公判前整理手続

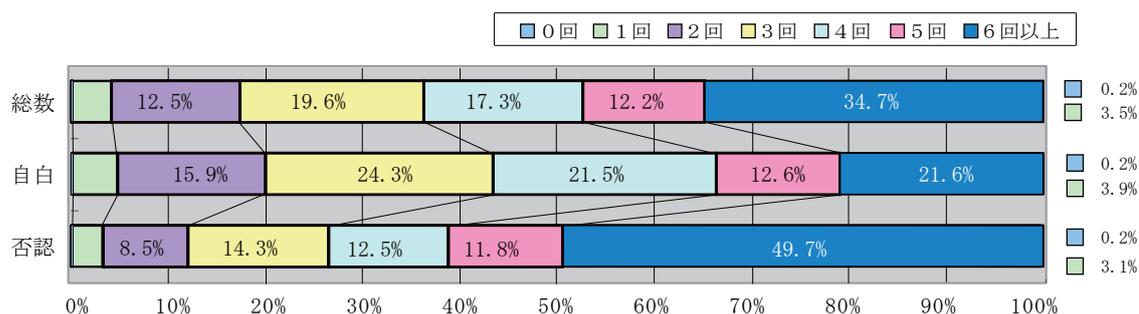
公判前整理手続期日回数の平均及び分布状況（自白・否認別）は、図表33のとおりである。同表には、平成18年から平成20年までの間に公判前整理手続を実施した裁判員裁判対象罪名の事件における自白・否認別の公判前整理手続期日回数の平均及び分布状況のデータを参考添付した。

なお、公判前整理手続において鑑定の手続を行う旨の決定（法50条。以下、「第1回公判期日前の鑑定」という。）をして判決に至った人員を罪名別にみると、図表34のとおりである。

図表33 公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期日回数（自白否認別）

	判決人員	公判前整理手続期日回数							平均公判前整理手続期日回数(回)
		0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	
総数	(100.0) 1,187	(0.2) 2	(3.5) 42	(12.5) 148	(19.6) 233	(17.3) 205	(12.2) 145	(34.7) 412	5.3
自白	(100.0) 634	(0.2) 1	(3.9) 25	(15.9) 101	(24.3) 154	(21.5) 136	(12.6) 80	(21.6) 137	4.2
否認	(100.0) 553	(0.2) 1	(3.1) 17	(8.5) 47	(14.3) 79	(12.5) 69	(11.8) 65	(49.7) 275	6.5

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
2 () は判決人員に対する割合(%)である。



第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

(参考) 裁判員法施行前の地裁刑事通常第一審事件における公判前整理手続を実施した裁判員裁判対象罪名の事件の公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期日回数(自白否認別) (平成18年～20年累計)

	判決人員	公判前整理手続期日回数							平均公判前整理手続期日回数(回)
		0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	
総数	3,080	94	1,160	853	437	248	135	153	2.3
自白	1,783	84	890	511	180	68	32	18	1.7
否認	1,297	10	270	342	257	180	103	135	3.1

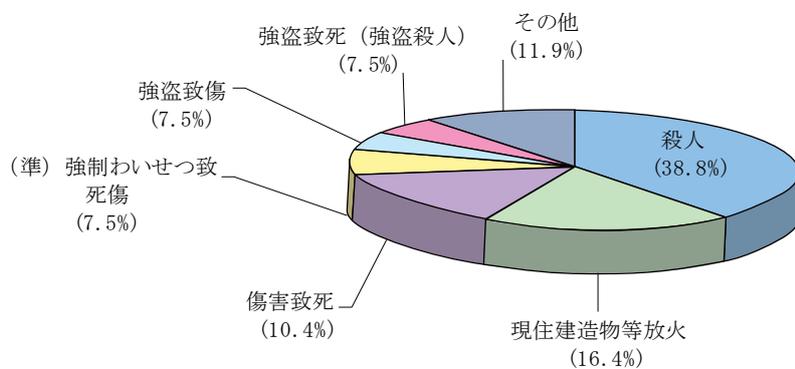
- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 「判決人員」は、有罪人員と無罪人員の合計である。

図表34 罪名別の第1回公判期日前の鑑定（法50条）を行った判決人員

	判決人員	鑑定を行った 判決人員
総数	1,202	(5.6) 67
殺人	255	(10.2) 26
現住建造物等放火	117	(9.4) 11
傷害致死	120	(5.8) 7
(準)強制わいせつ致死傷	82	(6.1) 5
強盗致傷	267	(1.9) 5
強盗致死(強盗殺人)	36	(13.9) 5
(準)強姦致死傷	84	(3.6) 3
強盗強姦	24	(8.3) 2
激発物破裂	1	(100.0) 1
強盗	3	(33.3) 1
覚せい剤取締法違反	112	(0.9) 1

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
2 () は判決人員に対する割合(%)である。

第1回公判期日前の鑑定（法50条）を行った人員の罪名別の割合



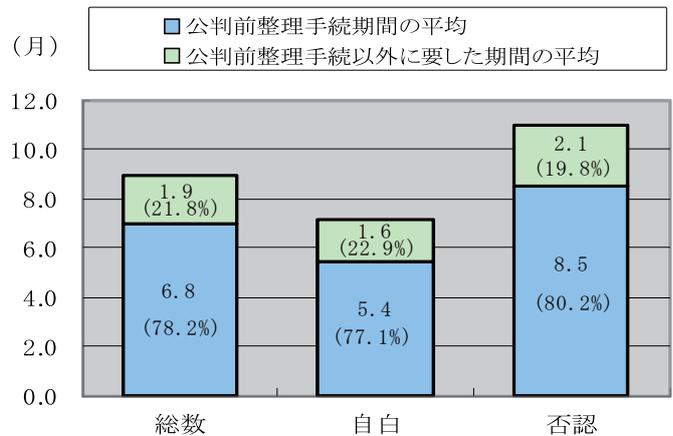
第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

平均審理期間、公判前整理手続期間及び同手続以外の手続に要した期間の平均（自白・否認別、罪名別、第1回公判期日前の鑑定の有無別及び開廷回数別）をみると、図表35ないし図表39のとおりである。公判前整理手続以外の手続に要した期間とは、1)受理から公判前整理手続に付する決定までの期間、2)公判前整理手続終了から第1回公判期日までの期間、3)実審理期間の合計である。それぞれ全審理期間に占める公判前整理手続期間と同手続以外の手続に要した期間の平均を示し、かつ、それぞれの割合をグラフ化したものを添付した。

また、図表35には、平成18年から平成20年までの間の公判前整理手続に付された地裁第一審事件、裁判員裁判対象罪名の事件及び法定合議事件全体の各データを参考添付した。

図表35 自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

	平均審理期間(月)	うち公判前整理手続期間の平均(月)	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)
総数	8.7	(78.2) 6.8	(21.8) 1.9
自白	7.0	(77.1) 5.4	(22.9) 1.6
否認	10.6	(80.2) 8.5	(19.8) 2.1



(注) 1 刑事通常第一審事件票による。
2 () は平均審理期間に対する割合 (%) である。

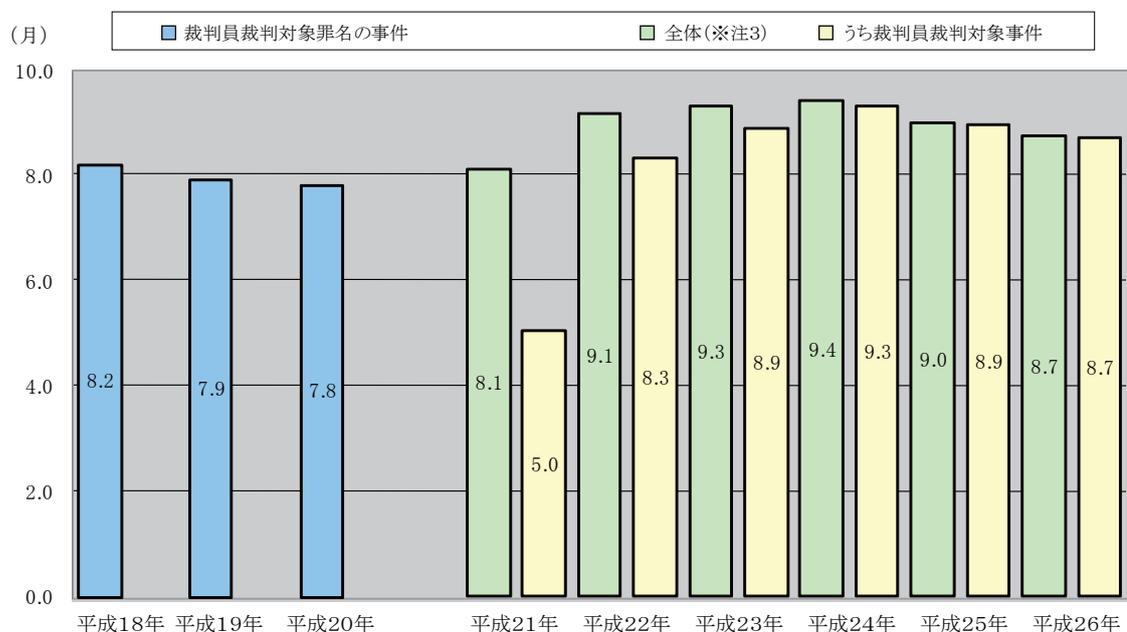
第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

(参考) 地裁刑事通常第一審事件における公判前整理手続を実施した終局事件の自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間並びに法定合議事件全体の自白否認別の平均審理期間（平成18年～20年累計）

	公判前整理手続に付された通常第一審事件全体			うち裁判員裁判対象罪名の事件			法定合議事件全体
	平均審理期間(月)	うち公判前整理手続期間の平均(月)	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	平均審理期間(月)	うち公判前整理手続期間の平均(月)	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	平均審理期間(月)
総数	6.8	(44.1) 3.0	(55.9) 3.8	6.6	(43.9) 2.9	(56.1) 3.7	6.8
自白	5.3	(45.3) 2.4	(54.7) 2.9	5.3	(45.3) 2.4	(54.7) 2.9	5.2
否認	8.6	(43.0) 3.7	(57.0) 4.9	8.3	(44.6) 3.7	(55.4) 4.6	10.8

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による。
 2 有罪人員（一部無罪を含む。）及び無罪人員を基に算出した。
 3 「法定合議事件全体」には、終局時の罪名が裁判所法26条2項2号に該当する事件を掲げた。
 4 () は平均審理期間に対する割合(%)である。

(参考) 地裁刑事通常第一審事件における平均審理期間の推移



- (注) 1 公判前整理手続を実施していないものを含む。
 2 裁判員対象罪名の事件は、有罪人員（一部無罪を含む。）及び無罪人員を基に算出した。
 3 「全体」とは、裁判員裁判対象罪名の事件及び裁判員裁判対象事件の総数をいう。

図表36 自白否認別・主要罪名別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

	総 数			自 白			否 認		
	平均審理 期間(月)	うち公判前 整理手続 期間の平 均(月)	うち公判前 整理手続 以外に要 した期間 の平均 (月)	平均審理 期間(月)	うち公判前 整理手続 期間の平 均(月)	うち公判前 整理手続 以外に要 した期間 の平均 (月)	平均審理 期間(月)	うち公判前 整理手続 期間の平 均(月)	うち公判前 整理手続 以外に要 した期間 の平均 (月)
総数	8.7	(78.2) 6.8	(21.8) 1.9	7.0	(77.1) 5.4	(22.9) 1.6	10.6	(80.2) 8.5	(19.8) 2.1
強盗致傷	7.9	(75.9) 6.0	(24.1) 1.9	6.9	(76.8) 5.3	(23.2) 1.6	9.3	(75.3) 7.0	(24.7) 2.3
殺人	8.6	(82.6) 7.1	(17.4) 1.5	6.5	(81.5) 5.3	(18.5) 1.2	10.5	(84.8) 8.9	(15.2) 1.6
傷害致死	9.2	(81.5) 7.5	(18.5) 1.7	6.7	(79.1) 5.3	(20.9) 1.4	11.8	(83.1) 9.8	(16.9) 2.0
現住建造物等 放火	7.5	(80.0) 6.0	(20.0) 1.5	6.8	(79.4) 5.4	(20.6) 1.4	9.5	(82.1) 7.8	(17.9) 1.7
覚せい剤取締 法違反	8.3	(78.3) 6.5	(21.7) 1.8	6.3	(82.5) 5.2	(17.5) 1.1	9.2	(77.2) 7.1	(22.8) 2.1
(準)強姦致死 傷	8.4	(82.1) 6.9	(17.9) 1.5	7.7	(77.9) 6.0	(22.1) 1.7	9.1	(85.7) 7.8	(14.3) 1.3
(準)強制わい せつ致死傷	7.5	(76.0) 5.7	(24.0) 1.8	6.3	(73.0) 4.6	(27.0) 1.7	9.6	(80.2) 7.7	(19.8) 1.9
強盗致死(強盗 殺人)	12.6	(76.2) 9.6	(23.8) 3.0	12.3	(79.7) 9.8	(20.3) 2.5	12.8	(74.2) 9.5	(25.8) 3.3
麻薬特例法違 反	10.3	(51.5) 5.3	(48.5) 5.0	9.0	(50.0) 4.5	(50.0) 4.5	14.6	(56.8) 8.3	(43.2) 6.3
強盗強姦	13.2	(78.8) 10.4	(21.2) 2.8	9.0	(87.8) 7.9	(12.2) 1.1	14.9	(76.5) 11.4	(23.5) 3.5

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による。
 2 ()は平均審理期間に対する割合(%)である。
 3 本表には、判決人員が上位10位までの罪名を挙げた。

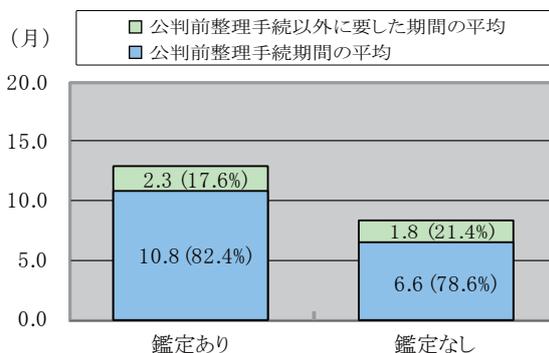
図表37 自白否認別の公判前整理手続期間の分布及び平均公判前整理手続期間

	判決人員	公判前整理手続期間															平均公判前整理手続期間(月)	
		15日以内	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	9月以内	1年以内	1年3月以内	1年6月以内	1年9月以内	2年以内	2年3月以内	2年6月以内	2年9月以内	3年以内		3年を超える
総数	1,187	-	-	12	65	561	304	150	53	20	10	6	3	2	-	-	1	6.8
自白	634	-	-	10	62	396	114	35	10	5	-	2	-	-	-	-	-	5.4
否認	553	-	-	2	3	165	190	115	43	15	10	4	3	2	-	-	1	8.5

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

図表38 第1回公判期日前の鑑定(法50条)の有無別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

	平均審理期間(月)	公判前整理手続期間の平均(月)	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)
鑑定あり	13.1	(82.4) 10.8	(17.6) 2.3
鑑定なし	8.4	(78.6) 6.6	(21.4) 1.8



(注) 1 刑事通常第一審事件票による。

2 () は平均審理期間に対する割合(%)である。

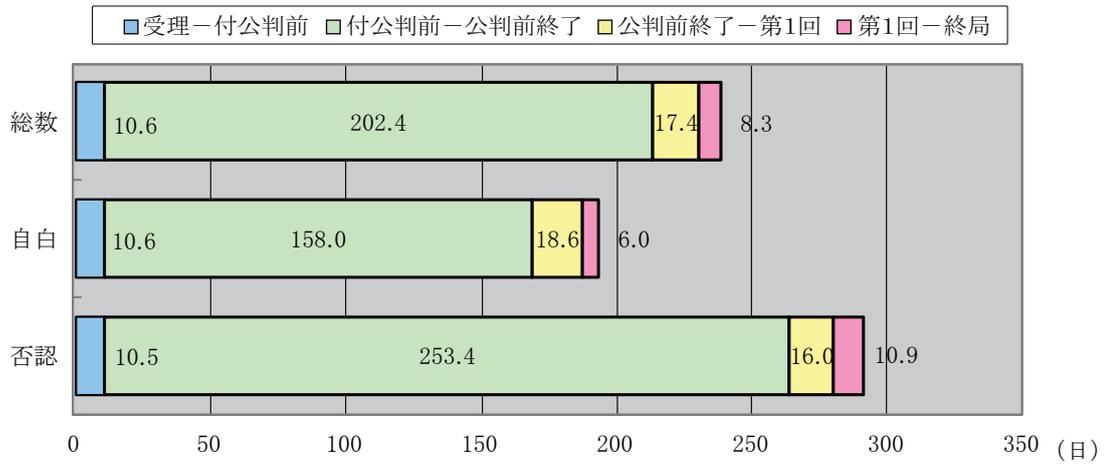
図表39 開廷回数別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

	判決 人員	平均審理期 間(月)	うち公判前整 理手続期間 の平均(月)	うち公判前整 理手続以外 に要した期間 の平均(月)
総数	1,202	8.7	(78.2) 6.8	(21.8) 1.9
2回以下	27	4.7	(83.0) 3.9	(17.0) 0.8
3回	405	6.0	(81.7) 4.9	(18.3) 1.1
4回	363	8.1	(79.0) 6.4	(21.0) 1.7
5回以上	407	12.2	(77.0) 9.4	(23.0) 2.8

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 () は平均審理期間に対する割合(%)である。
 3 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、
 裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

裁判員裁判対象事件の受理から終局までの期間を、受理から公判前整理手続に付す旨の決定まで、同決定から同手続終了まで、同手続終了から第1回公判まで及び第1回公判から終局までの審理段階ごとの平均日数（自白・否認別）を算出し、グラフ化したものが、図表40である。

図表40 審理段階別の平均日数（自白否認別）



- (注) 1 刑事通常第一審事件票による。
 2 公判を開いた後に公判前整理手続等に付された事件（例：裁判員裁判対象事件以外の事件係属中に裁判員裁判対象事件の追起訴があった事件等）を除く。
 3 公判前整理手続を一旦終了し、裁判員候補者の呼出しを行った後、第1回公判期日の前に、公判前整理手続を再開したものがある。
 4 日数の平均によるため、図表35、36の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間とは一致しない。

(3) 審理期間・開廷回数・実審理期間

自白・否認別の審理期間の平均及び分布状況は、図表4-1のとおりである。また、図表4-2は、自白・否認別の実審理期間の平均及び分布状況である。

図表4-1 自白否認別の審理期間の分布及び平均審理期間

	判決 人員	審 理 期 間							平均審理 期間(月)
		3月 以内	4月 以内	5月 以内	6月 以内	9月 以内	1年 以内	1年を 超える	
総数	1,202	9	80	166	198	389	192	168	8.7
自白	644	8	75	136	143	187	55	40	7.0
否認	558	1	5	30	55	202	137	128	10.6

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

図表4-2 実審理期間（第1回公判から終局まで）別の判決人員の分布及び平均実審理期間（自白否認別）

	判決 人員	実 審 理 期 間									平均実審理 期間(日)
		2日	3日	4日	5日	10日 以内	20日 以内	30日 以内	40日 以内	40日を 超える	
総数	1,202	7	139	198	145	458	212	20	15	8	8.2
自白	644	7	128	162	86	212	45	1	1	2	6.0
否認	558	-	11	36	59	246	167	19	14	6	10.8

- (注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事局の個別調査による実人員である。
 2 区分審理を行ったものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間の合計を実審理期間とした。
 3 裁判官のみで第1回公判を開いた後、裁判員裁判対象事件で追起訴があったため裁判員の参加する合議体で審理されて終局したものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。
 4 2及び3以外のものについては、第1回公判から終局までの期間を実審理期間とした。
 5 公判期日が延期され、裁判員が解任されたものについては、改めて選任された裁判員の参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

開廷回数の各平均及び分布状況（罪名別，自白・否認別，第1回公判期日前の鑑定の有無別）は，図表43ないし図表45のとおりである（なお，取調べ証人数別の開廷回数の分布状況については，図表56を参照。）。

図表43 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（罪名別）

	判決人員	開 廷 回 数							平均開廷回数(回)
		2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上	
総数	1,202	27	405	363	201	77	50	79	4.5
強盗致傷	267	6	97	68	53	11	12	20	4.5
殺人	255	1	84	83	51	16	11	9	4.3
傷害致死	120	-	34	38	21	8	6	13	4.9
現住建造物等放火	117	4	52	44	13	1	-	3	3.7
覚せい剤取締法違反	112	7	27	48	15	7	4	4	4.3
(準)強姦致死傷	84	2	32	30	11	8	1	-	3.9
(準)強制わいせつ致死傷	82	5	42	24	6	4	-	1	3.6
強盗致死(強盗殺人)	36	-	4	7	7	7	5	6	5.9
麻薬特例法違反	34	-	5	6	4	7	3	9	6.2
強盗強姦	24	-	5	5	7	1	1	5	5.5
危険運転致死	14	-	8	3	-	-	2	1	4.2
集団(準)強姦致死傷	10	-	3	-	4	3	-	-	4.7
偽造通貨行使	9	2	6	-	1	-	-	-	3.0
傷害	6	-	-	2	1	-	3	-	5.7
保護責任者遺棄致死	6	-	2	-	2	-	1	1	5.3
(準)強姦	5	-	-	1	2	-	-	2	6.2
銃刀法違反	5	-	1	1	-	3	-	-	5.0
強盗	3	-	-	-	2	-	-	1	6.0
爆発物取締罰則違反	3	-	-	-	-	1	-	2	13.3
通貨偽造	2	-	2	-	-	-	-	-	3.0
激発物破裂	1	-	-	1	-	-	-	-	4.0
暴行	1	-	-	1	-	-	-	-	4.0
逮捕監禁致死	1	-	-	-	-	-	1	-	7.0
身の代金拐取	1	-	1	-	-	-	-	-	3.0
拐取者身の代金取得等	1	-	-	1	-	-	-	-	4.0
窃盗	1	-	-	-	-	-	-	1	13.0
組織的犯罪処罰法違反	1	-	-	-	-	-	-	1	19.0
麻薬取締法違反	1	-	-	-	1	-	-	-	5.0

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後，裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

図表4-4 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）

	判決人員	開 廷 回 数							平均開廷回数(回)
		2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上	
総数	1,202	27	405	363	201	77	50	79	4.5
自白	644	27	334	169	68	19	10	17	3.8
否認	558	-	71	194	133	58	40	62	5.3

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

図表4-5 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（第1回公判期日前の鑑定（法50条）の有無別）

	判決人員	開 廷 回 数							平均開廷回数(回)
		2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上	
総数	1,202	27	405	363	201	77	50	79	4.5
鑑定あり	67	-	8	18	21	8	1	11	5.6
鑑定なし	1,135	27	397	345	180	69	49	68	4.4

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

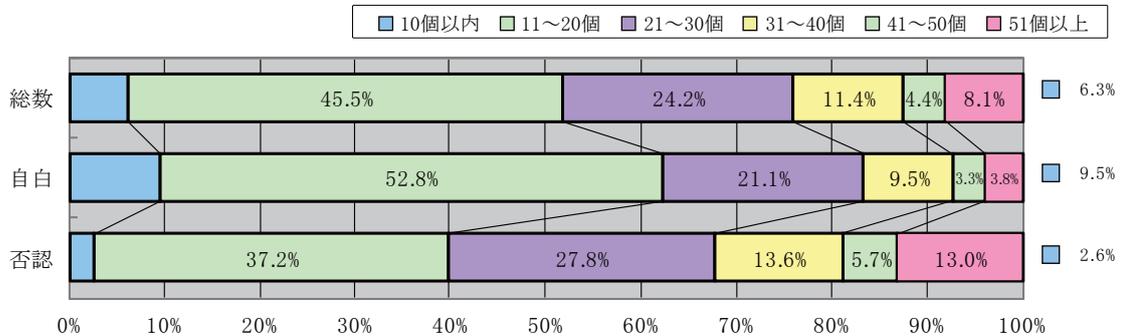
(4) 公判審理（証拠調べ）

取調べ証拠数，取調べ証人数，罪名別の取調べ証人数，自白・否認別の証人尋問の合計時間並びに取調べ証人1人当たりの証人尋問時間，被告人質問時間の各平均及び分布状況を自白・否認別にみると，図表46ないし図表51のとおりである（なお，平均取調べ証人数の法定合議事件全体との比較については，図表57を参照。）。

図表46 取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白否認別）

	終局 件数	取 調 べ 証 拠 数						平均取調べ 証拠数 (個)
		10個以内	11～20個	21～30個	31～40個	41～50個	51個以上	
総数	1,131	71	515	274	129	50	92	27.9
自白	602	57	318	127	57	20	23	21.8
否認	529	14	197	147	72	30	69	34.9

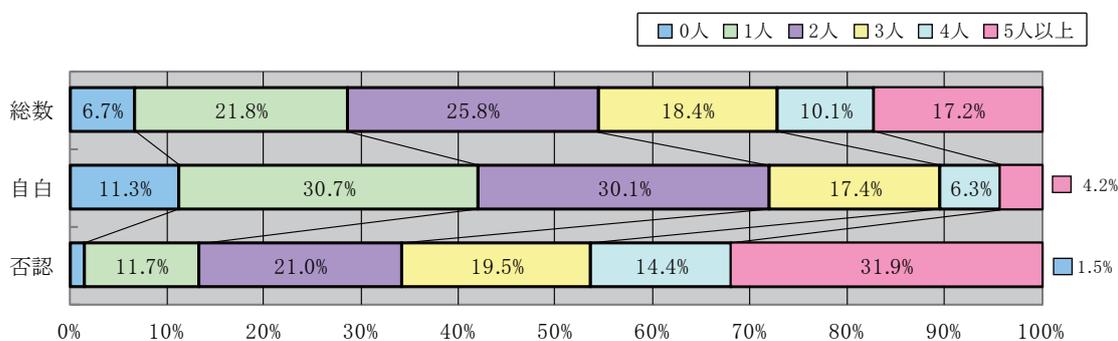
(注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり，概数である。
2 取調べ証拠数には証人を含む。



図表4-7 取調べ証人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人数（自白否認別）

	終 局 件 数							平均取調べ証人数 (人)
	総数	取 調 べ 証 人 数						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	
総数	1,131	76	247	292	208	114	194	2.9
自白	602	68	185	181	105	38	25	1.9
否認	529	8	62	111	103	76	169	4.1

(注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。



図表48 取調べ証人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人数（罪名別）

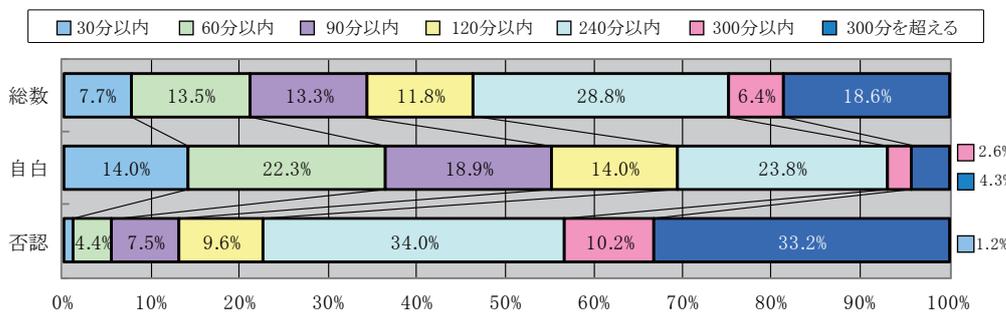
	終 局 件 数							平均取調べ証人数 (人)
	総数	取 調 べ 証 人 数						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	
総数	1,131	76	247	292	208	114	194	2.9
殺人	250	12	33	60	62	35	48	3.2
強盗致傷	234	13	48	64	50	29	30	2.8
現住建造物等放火	114	5	31	32	24	7	15	2.6
傷害致死	112	5	14	27	23	10	33	3.6
覚せい剤取締法違反	108	16	36	29	15	5	7	2.2
(準)強姦致死傷	83	10	22	25	12	7	7	2.1
(準)強制わいせつ致死傷	81	4	32	27	7	5	6	2.0
強盗致死(強盗殺人)	35	3	3	4	4	4	17	5.1
麻薬特例法違反	27	4	5	7	3	3	5	3.1
強盗強姦	24	2	7	7	3	1	4	2.5
危険運転致死	14	-	3	3	2	2	4	4.3
偽造通貨行使	9	2	6	-	-	1	-	1.1
集団(準)強姦致死傷	6	-	3	1	-	1	1	2.5
(準)強姦	5	-	1	1	2	-	1	3.4
保護責任者遺棄致死	5	-	1	1	-	-	3	4.8
傷害	4	-	-	1	-	-	3	5.0
銃刀法違反	4	-	1	-	-	1	2	3.8
強盗	3	-	1	1	-	-	1	3.3
爆発物取締罰則違反	3	-	-	-	-	-	3	14.0
通貨偽造	2	-	-	1	-	1	-	3.0
激発物破裂	1	-	-	-	-	-	1	5.0
暴行	1	-	-	-	-	1	-	4.0
逮捕監禁致死	1	-	-	-	-	-	1	8.0
身の代金拐取	1	-	-	1	-	-	-	2.0
拐取者身の代金取得等	1	-	-	-	-	1	-	4.0
窃盗	1	-	-	-	-	-	1	16.0
組織的犯罪処罰法違反	1	-	-	-	-	-	1	12.0
麻薬取締法違反	1	-	-	-	1	-	-	3.0

(注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表 4 9 証人尋問時間別の終局件数の分布及び平均証人尋問時間（自白否認別）

	終局 件数	証 人 尋 問 時 間							平均証人尋 問時間(分)
		30分 以内	60分 以内	90分 以内	120分 以内	240分 以内	300分 以内	300分 を超える	
総数	1,055	81	142	140	125	304	67	196	199.7
自白	534	75	119	101	75	127	14	23	106.3
否認	521	6	23	39	50	177	53	173	295.3

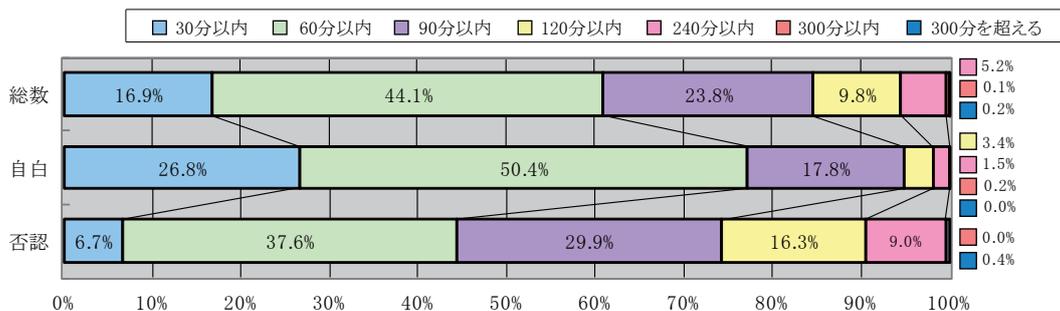
(注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。
2 証人尋問を実施していないものを除く。



図表 5 0 証人 1 人当たりの証人尋問時間別の終局件数の分布及び証人 1 人当たりの平均証人尋問時間（自白否認別）

	終局 件数	証 人 1 人 当 た り の 証 人 尋 問 時 間							証人1人当 たりの平均証人 尋問時間 (分)
		30分 以内	60分 以内	90分 以内	120分 以内	240分 以内	300分 以内	300分 を超える	
総数	1,055	178	465	251	103	55	1	2	60.7
自白	534	143	269	95	18	8	1	-	48.3
否認	521	35	196	156	85	47	-	2	73.3

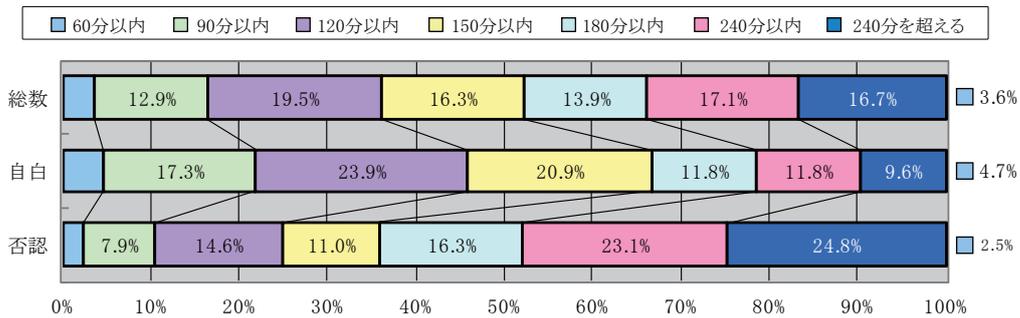
(注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。
2 証人尋問を実施していないものを除く。



図表5-1 被告人質問時間別の終局件数の分布及び平均被告人質問時間（自白否認別）

	終局 件数	被 告 人 質 問 時 間							平均被告人 質問時間 (分)
		60分 以内	90分 以内	120分 以内	150分 以内	180分 以内	240分 以内	240分 を超える	
総数	1,131	41	146	221	184	157	193	189	175.6
自白	602	28	104	144	126	71	71	58	147.5
否認	529	13	42	77	58	86	122	131	207.6

(注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。



取調べ証人数、証人尋問時間及び被告人質問時間の各分布状況（開廷時間の分布別）は、図表5-2ないし図表5-4のとおりである（なお、開廷時間の平均及び法定合議事件全体との比較については、図表5-7を参照。）。

図表5-2 開廷時間別・取調べ証人数別の終局件数の分布

	終局 件数	取 調 べ 証 人 数						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	
総数	1,131	76	247	292	208	114	194	
開 廷 時 間	5時間以内	172	28	81	52	11	-	-
	6時間以内	162	26	49	55	22	5	5
	7時間以内	110	8	26	40	28	6	2
	8時間以内	111	5	27	33	25	16	5
	9時間以内	100	4	21	34	17	15	9
	10時間以内	80	1	13	20	25	11	10
	11時間以内	78	1	13	18	21	11	14
	12時間以内	58	-	6	12	15	13	12
	12時間を超える	260	3	11	28	44	37	137

(注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表53 開廷時間別・証人尋問時間別の終局件数の分布

	終局 件数	証 人 尋 問 時 間						開廷時間に 占める証人 尋問時間の 割合(%)	
		30分 以内	60分 以内	90分 以内	120分 以内	240分 以内	240分 を超える		
総数	1,055	81	142	140	125	304	263	32.8	
開 廷 時 間	5時間以内	144	47	55	33	6	3	-	19.4
	6時間以内	136	18	35	37	28	18	-	23.2
	7時間以内	102	5	15	20	27	35	-	26.5
	8時間以内	106	5	18	17	17	49	-	26.0
	9時間以内	96	4	7	14	15	46	10	28.2
	10時間以内	79	-	3	6	10	47	13	31.3
	11時間以内	77	-	3	6	11	37	20	30.6
	12時間以内	58	-	1	2	4	27	24	33.1
	12時間を超える	257	2	5	5	7	42	196	39.2

- (注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。
 2 「開廷時間に占める証人尋問時間の割合」は、開廷時間の各区分における終局件数の証人尋問時間の合計を、同件数の開廷時間の合計で除す方法により算出した。
 3 証人尋問を実施していないものを除く。

図表54 開廷時間別・被告人質問時間別の終局件数の分布

	終局 件数	被 告 人 質 問 時 間							開廷時間に 占める被告 人質問時間 の割合(%)	
		60分 以内	90分 以内	120分 以内	150分 以内	180分 以内	240分 以内	240分 を超える		
総数	1,131	41	146	221	184	157	193	189	29.6	
開 廷 時 間	5時間以内	172	25	81	48	15	3	-	-	35.3
	6時間以内	162	6	28	55	50	15	8	-	35.5
	7時間以内	110	2	14	40	32	14	8	-	31.8
	8時間以内	111	3	10	27	18	30	20	3	32.4
	9時間以内	100	1	3	22	21	24	25	4	31.1
	10時間以内	80	1	4	6	20	13	24	12	31.3
	11時間以内	78	2	5	9	12	14	18	18	28.9
	12時間以内	58	-	1	4	9	12	25	7	27.6
	12時間を超える	260	1	-	10	7	32	65	145	26.7

- (注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。
 2 「開廷時間に占める被告人質問時間の割合」は、開廷時間の各区分における終局件数の被告人質問時間の合計を、同件数の開廷時間の合計で除す方法により算出した。